

令和6年度前期授業料徴収猶予申請について

1. 申請資格

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合
- (2) 学生又はその学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2. 申請方法等

- (1) 申請方法 郵送のみ
- (2) 申請期間 令和6年3月1日（金）～4月10日（水）
- (3) 申請場所 学生・キャリア支援課 授業料徴収猶予担当
郵送先は次ページ参照

3. 徴収猶予期限

令和6年9月30日まで

※ 注意

日本学生支援機構の「授業料後払い制度」（本学では博士前期課程が対象）を申請する予定の方のみ、当該制度の前期分授業料の採用が決定（令和6年11月予定 ※変更の可能性有）するまで支払を猶予します。

なお、本申請は授業料の徴収を猶予することのみを申請するものであり、「授業料後払い制度」は別途申請が必要となります。詳細は下記 URL 先の文部科学省が発信している情報をご確認ください。

「授業料後払い制度に関する Q&A」

https://www.mext.go.jp/content/20240122-mxt_gakushi01-100001505_3.pdf

4. 提出書類

- (1) 授業料徴収猶予申請書
※ 申請者及び保証人はそれぞれ本人が記名すること
なお、保証人は日本在住の方に限ります
※ 令和6年度前期の入学料減免（猶予）または授業料減免を申請する場合は、提出書類(2)～(5)は省略し、提出書類(1)のみ提出すること。
- (2) 家庭調書
- (3) 家計支持者の「令和5年度（令和4年分）所得課税証明書」（市区町村役所発行）
- (4) 申請者と生計を同じにする者全ての「住民票」
- (5) 結果返信用封筒として長形3号の封筒を添付すること
返信用封筒には、＜返送先の住所＞と＜本人氏名＞を明記し94円分の切手を貼ること

5. 結果について

令和6年7月上旬頃通知予定（返信用封筒にて文書郵送）

問い合わせ先

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1

お茶の水女子大学学生・キャリア支援課

授業料徴収猶予担当

メールアドレス gakusei@cc.ocha.ac.jp

令和6年度 前期 授業料徴収猶予申請書

申請日 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

令和6年度前期授業料について、猶予期限まで徴収猶予の許可を受けたいので、保証人連署のうえ申請いたします。

学籍番号		授業料減免申請	有・無
学部		学科	コース 講座 年
大学院人間文化創成科学研究科			専攻 年
本人	(フリガナ) 氏 名		
	現住所	〒	
	電話番号		
	メールアドレス		
保証人	氏 名		
	現住所	〒	
	電話番号		

家 庭 調 査 書

家族状況 同居別居欄は (家計支持者と同居の場合同一〇印 家計支持者との別居者は別に〇印)	就学者を除く家族	続柄	氏名	年令	同居別居	職業	勤務先名称	勤続年数
		父			同・別			年
		母			同・別			年
				同・別			年	
	就学者	続柄	氏名	年令	同居別居	在学学校名		学 年
		本人			同・別	お茶の水女子大学		年
					同・別	立		年
					同・別	立		年

申請事由	(授業料徴収猶予が必要な理由を具体的に記入すること)			
本人の1カ月当たりの平均生計状況	収 入		支 出	
	奨学金 (名称)	千円	食費	千円
	アルバイト (職種)	千円	生活費	千円
	仕送り	千円	交通費	千円
	その他	千円	書籍費	千円
		千円	教材費	千円
		千円	教養娯楽費	千円
		千円	その他	千円
	計	千円	計	千円